

5 第一項の規定は、特殊関係株主等である内国法人に係る次の各号に掲げる外国関係法人につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 特定外国関係法人 特定外国関係法人の各事業年度の租税負担割合（外国関係法人の各事業年度の所得に対して課される租税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。）が百分の三十以上である場合

二 対象外国関係法人 対象外国関係法人の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合
第六十六条の九の二に次の一項を加える。

15 財務大臣は、第二項第三号ハの規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第六十六条の九の三第一項中「又は第四項」を「第六項又は第八項」に、「係る特定外国法人」を「係る外国関係法人（同条第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）に、「当該特定外国法人」及び「又は当該特定外国法人」を「当該外国関係法人」に、「は、政令」を「又は当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に対応するもの（当該

金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令」に、「特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「規定する特定外国法人」を「規定する外国関係法人」に改め、同条第二項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「場合又は」を「場合、」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「場合に」を「場合又は当該外国関係法人の同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合に」に、「又は当該個別部分課税対象金額」を「当該個別部分課税対象金額又は当該個別金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は部分課税対象金額」を「部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額」に改め、同条第三項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「又は同条第四項」を「同条第六項」に、「場合に」を「場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合に」に改め、同条に次の四項を加える。

4 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項において「所得税等の額」という。）のうち、当該外国関係法人の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外国関係法人の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額又は当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額（この項及び法人税法第六十八条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。）から控除する。

5 前項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額

は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

6 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項の規定の適用に係る外国関係法人の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受けるときは、当該内国法人に係る外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の規定の適用については、同法第六十七條第三項中「第七十條の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十條の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十六條の九の三第四項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、同法第七十條の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十六條の九の三第四項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二條第一項

第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の九の三第四項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十六条の九の三第四項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」とする。

第六十六条の九の四第四項各号中「又は部分課税対象金額」を「部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「第六項又は第八項」に改め、同条第十項第一号中「若しくは第四項」を「第六項若しくは第八項」に改め、同項第二号イ及びロ中「又は部分課税対象金額」を「部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を「第六項又は第八項」に改め、同条第十三項及び第十四項中「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第六十六条の十三の見出しを「（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）」に改め、同条第一項ただし書中「欠損金額」の下に「同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する災害損失欠損金額（次項において「災害損失欠損金額」という。）並びに設備廃棄等欠損

金額」を加え、同条第二項中「前項」の下に「に定めるもののほか、第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第四百四十四条の十三の規定の適用その他同項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額とは、青色申告書を提出する法人（同項各号に掲げる法人を除く。）で農業競争力強化支援法第十九条第一項に規定する認定事業再編事業者（同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備（以下この項において「対象設備」という。）が記載された同法第十八条第一項に規定する事業再編計画（以下この項において「特定事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものに限る。）であるものの同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に終了する事業年度（第四十七条並びに同条の規定に係る第五十二条の二第一項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において同じ。）において生じた欠損金額（法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第四百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎と

する災害損失欠損金額を除く。）のうち、当該法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（農業競争力強化支援法第二条第七項に規定する事業再編促進対象事業をいう。）の用に供されていたものにつき、当該事業年度において当該認定に係る特定事業再編計画（同法第十九条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいう。）を行つた場合の当該設備廃棄等を行つたことにより生じた損失の額として政令で定める金額に達するまでの金額をいう。

3 第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十条第一項又は第四百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、当該設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の欠損金額のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

第六十七条の三第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に改める。

第六十七条の五の二第二項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に改める。

第六十七条の八から第六十七条の十一までを次のように改める。

（協同組合等有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第六十七条の八 協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度において、その有する連合会等（農林中央金庫その他の協同組合等であつてその会員又は組合員が同法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。）に対する出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。）につき支払を受ける配当等の額（法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額をいう。）がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同条第五項から第七項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しないものとする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の九から第六十七条の十一まで 削除

第六十七條の十四第一項中「第二十四條第一項第三号から第五号まで」を「第二十四條第一項第四号から第六号まで」に改め、同條第三項中「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六條の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の」を「及び第八項並びに第六十六條の九の四第一項及び第七項の」に、「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六條の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。以下この項において同じ。）が」を「中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「外国法人」と、同條第八項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）とあるのは「外国法人」と、第六十六條の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同條第七項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）とあるのは「外国法人」に改める。

第六十七条の十五第一項中「及び第六号」を「第三号及び第七号」に改め、同条第三項中「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の」を「及び第八項並びに第六十六条の九の四第一項及び第七項の」に、「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人を除く。以下この項において同じ。）が」を「中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」に改める。

第六十七条の十七第一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第九項及び第十一項」を「第十一項及び第十三項」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第五項中「同条第二号」を「同法第四百十一条第二号」に改め、同条第六項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第七項中「第四十二条の二第一項」を「第四十二条の二第六項第一号」に改め、「同条第一項第一号から第三号までに掲げる債券に係る同項に規定する債券現先取引又は同項各号に掲げる有価証券（以下この項において「対象証券」という。）に係る」を削り、「証券貸借取引につき、同項」を「振替債等に係る特定債券現先取引等につき、同条第六項第二号」に、「から支払」を「（以下この項及び第九項において「特定金融機関等」という。）から支払」に、「（同項）を」（同条第一項）に、「から生ずる」を「（第九項において「債券現先取引」という。）から生ずる」に、「又は同項に」を「又は同条第一項に」に、「による同項に規定する」を「による」に、「対象証券の」を「同項各号に掲げる有価証券の」に改め、同条第八項中「前項」を「前項の規定」に、「と」、「特定利子の」を「の規定」と、「及び前項」とあるのは「及び同条第七項」と、「当該前項」とあるのは「当該同条第七項」と、「支払を受ける利子に係る」に改め、「同項に規定する」を削り、「の」と、「当該特定利子」を「（以下この項において「貸借

料等」という。）に係る」と、「には、同項」とあるのは「には、同条第七項」と、「同項に規定する支払を受ける利子について」とあるのは「貸借料等について」と、同項第一号及び第三号中「利子」に、「当該貸借料等」を「貸借料等」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「及び」を「第九項及び」に改め、「貸借料等」の下に「第九項に規定する差益」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（次項において「特定外国法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において開始した同条第三項に規定する振替国債に係る特定債券現先取引につき、特定金融機関等から支払を受ける債券現先取引から生ずる差益として政令で定めるものについては、法人税を課さない。

10 第四十二条の二第四項の規定は、前項に規定する差益の支払を受ける特定外国法人について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第六十七条の十七第九項」と、「支払を受ける利子」とあるのは「差益」と、「当該利子」とあるのは「当該差益」と読み替えるものとする。

第六十八条の二中「法人税法」を「同法」に、「営む」を「行う」に改める。

第六十八条の二の三第一項中「営む」を「行う」に、「法人税法」を「同法」に改め、同条第二項中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に、「法人税法」を「同法」に改め、同条第三項中「株式交換完全子法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「営む」を「行う」に、「の当該」を「（同条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）の当該」に、「おける法人税法」を「おける同法」に、「法人税法第二条第十二号の十六イからハまでの規定」を「同法第二条第十二号の十七イ」に、「同法」を「同号ロ中「その株式交換等」とあるのは「その株式交換等（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と、同号ハ中「その株式交換」とあるのは「その株式交換（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と、同法」に改め、同項第二号中「第二条第十二号の十六」を「第二条第十二号の十七」に改め、同条第四項中「法人税法」を「同法」に改める。

第六十八条の三第一項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同条第二項中「旧株」を「所有株式」

に、「有していた」を「有する」に、「及び第十六項」を「及び第十七項」に、「交付されなかったもの（「」を「交付されたものに限る。」）」に、「交付されなかったもの（租税特別措置法」を「交付されたものに限るものとし、租税特別措置法」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「第四項」を「第八項」に、「金銭等不交付分割型分割」を「金銭等不交付株式分配」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に、「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、同条第三項中「適格株式交換」を「法人税法第二条第十二号の十七に規定する適格株式交換等」に、「法人税法第六十一条の二第八項」を「同法第六十一条の二第九項」に改める。

第六十八条の三の二第三項中、「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の」を「及び第八項並びに第六十六条の九の四第一項及び第七項の」に、「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」を「中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」

とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」に改める。

第六十八条の三の三第三項中「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項の」を「及び第八項並びに第六十六条の九の四第一項及び第七項の」に、「第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項中「内国法人が」とあるのは「内国法人（第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が」を「中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子

会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。」とあるのは「外国法人」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に、「又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるもの」を「医療法人その他の普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）のうち、公益法人等（同条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなり得るもので政令で定める法人」に改め、「（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「から第五十五条の三まで」を「第五十五条の二」に、「第五十七条の五」を「から第五十七条の五まで」に改め、同条第二項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に、「第四十二条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）」を「第四十二条の四第一項、第三項及び第

七項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四第三項並びに第四十二条の十二の五」に改め、同条第三項中「、第五十五条の三」を削り、同条第四項中「及び第四項」を「、第三項及び第七項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四第三項並びに第四十二条の十二の五」に改め、同条第五項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第六十八条の四中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第一項及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零であるときは、百分の八・五）を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 増減試験研究費割合が百分の五を超える場合 百分の九に、当該増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

二 増減試験研究費割合が百分の五以下である場合 百分の九から、百分の五から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

第六十八条の九第十項中「から第四項までの規定の」を「第三項、第六項又は第七項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の九第一項、第三項、第六項若しくは第七項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「同条第一項から第四項まで」を「同条第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の

九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四項」を「第一項又は第三項」に、「比較試験研究費の額」を「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「から第四項まで」を「第三項、第六項及び第七項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「又は」を「若しくは」に、「費用で」を「費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるもののために要する費用で、」に改め、同項第二号イ中「第六十八条の十一第三項から第五項まで及び第七項」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、

「第六十八条の十四の二第二項」の下に「第六十八条の十四の三第二項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六」に改め、同号八中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 増減試験研究費割合 増減試験研究費の額（第一項又は第三項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。以下この号において同じ。）を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の合計額に対する割合をいう。

第六十八条の九第六項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「第四項」を「第一項若しくは第三項」に、「次号」を「第十一項」に、「当該適用年度の」を「当該適用年度に係る」に、「から連結親法人」を「から当該連結親法人」に、「の適用年度」を「の当該適用年度」に、「その各連結子法人」を「その連結子法人」に改め、「（当該適用年度」の下に「開始の日」を加え、「を含む連結事業年度である場合には、政令で定める金額」を「である場合のうち政令で定める場合には、零」に改め、同号を同